

令和2年4月28日

小・中学校 保護者 様

大津町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う
小・中学校の臨時休業（休校）の延長について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、感染症感染拡大防止を目的とした小・中学校の休校措置に対し御理解・御協力をいただきありがとうございます。

県内では、依然として感染者の増加傾向に歯止めがかからず、令和2年4月27日付けで熊本県教育委員会から、県立学校の臨時休業延長に伴い、市町村教育委員会にも適切な対応を求められました。

大津町教育委員会としましても、大津町対策本部からの要請を踏まえ、児童生徒の安全確保を最重要課題とし、下記のとおり町内小・中学校の臨時休業（休校）を延長することにいたしました。

なお、臨時休業（休校）の延長に伴い、今後とも児童生徒の健康面、生活面、学習面等に関する確認を行うため、感染症予防対策を十分講じたうえで、各学校において登校日を設定します。

今回の臨時休業（休校）延長で保護者の皆様には更なるご負担とご心配をおかけいたしますが、休業延長の趣旨を御理解いただき、各家庭における感染症感染予防対策にも引き続きご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 臨時休業（休校）の期間

令和2年5月7日（木）～令和2年5月31日（日）

2 臨時休業（休校）期間の登校日について

今後の感染者数の推移を勘案しながら、週1～2回の登校日を設定してまいります。期日については、各学校からお知らせいたします。

3 児童生徒の学習指導について

新年度の学習に著しい遅れが生じることのないよう、町教育委員会と学校が連携し、年間の教育課程を見直しながら必要な措置を講じてまいります。

①町内の全小・中学校で作成した共通の計画に基づき、教科書に沿った課題や家庭での学びのポイント等を示します。

②学年に応じた1日の時間割（例）を示しながら、1週間を単位とした学習計画を立て、見通しと計画性をもった家庭学習を促します。

③以上の内容について、登校日において確認及び翌週の指導等を行います。

※なお、詳細については、各学校からお知らせいたします。

また、お子様の学習その他に関して不安なことがある場合は、遠慮なく学校までご相談ください。

4 臨時休業（休校）中の児童・生徒の受け入れについて

臨時休業延長に伴い、各学校で学童利用者以外の児童・生徒の受け入れも延長いたします。詳細は、「臨時休業延長に伴う児童・生徒の受け入れについて（通知）」にてお知らせします。ご確認ください。